



I. 中部事務所の活動状況

1. 概況

令和3年12月、内閣官房、公正取引委員会など関係省庁が連携し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめました。中小企業等で賃上げの原資が確保されるためには、労務費、原材料費、エネルギーコストといったコストの上昇分を適切に転嫁できる取引環境を整備することが重要であるからです。

中部事務所では、この施策パッケージに則り、中小企業関係団体とのオンライン懇談会等を各県で開催し、公正取引委員会の取組を御説明するとともに、中部事務所への相談や申告のしやすさなどについて意見交換を行いました。

また、実際に中小企業等でお役に立てていただけるものとして、①不当なしわ寄せに関する下請相談窓口（フリーダイヤル 0120-060-110）、②匿名で親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」、③下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化、について周知に当たりました。

事務所の運営に関しては、新型コロナウイルス感染症が再度拡大したため、事務所の機能が停止することのないよう改めて対策をとりました。その一環として、テレワークと組み合わせた「2班体制でのローテーション勤務」を実施しています。また、予め、万一の際には、以前その課で勤務したことのある職員がその課を支援することとしました。

令和3年度を振り返りますと、中部事務所では、Webを活用した説明会等の開催や講師派遣も通じて、約8千名（前年度の2.3倍）の方々に、独占禁止法、下請法、入札談合等関与行為防止法、景品表示法等についてお話をさせていただきました。令和4年度も引き続き、関係者・関係団体のお力添えを賜りつつ、積極的に取り組んで参ります。是非、御利用、御参加ください。